

住宅改修の仕組み

住宅改修の利用限度額は、20万円(税込)です。

- 一生涯20万円までの定額です。
- 利用限度額を超えた部分は全額自己負担となります。
- 20万円の範囲内であれば、複数回に分けて行った場合でも保険給付を受けることができます。
- 但し、ご利用者の要介護度が著しく高くなった場合及び転居した場合は、再度20万円までの利用限度額が設定されます。

流れ

※市区町村によっては申請方法等が異なります。

- ① ケアマネジャーに相談し、改修の内容を決め、見積もりを取得します。
- ② 住宅改修の支給申請書の一部を保険者(市区町村)へ提出します。

提出書類

- I. 申請書、II. 住宅改修が必要な理由書、III. 工事見積書、
IV. 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの
(写真または簡単な図を用いたもの)
V. 住宅の所有者の承諾書

- ③ 保険者(市区町村)は提出された書類により、保険給付として適当な改修かどうか確認します。
- ④ 施工・完成。
- ⑤ 工事費を全額支払います。

- ⑥ 正式な支給申請を保険者(市区町村)へ提出します。

提出書類

I. 領収書、II. 工事費内訳書、III. 住宅改修完成後の状態を確認できる書類(写真)、IV. 支給申請書

- ⑦ 保険者(市区町村)は事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行います。

- ⑧ 当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、利用限度額の9割分(8割分・7割分)が2~3ヶ月後に指定口座に振り込まれます。

居宅介護住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、住宅改修費が支給されます。

※平成27年4月改正版

住宅改修の範囲

- ① 手すりの取付け、② 段差の解消、③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、④ 引き戸等への扉の取替え、⑤ 洋式便器等への便器の取替え、⑥ その他①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

● 要介護区分に関係なく上限20万円とし、実際にかかった費用の1割分(2割分・3割分)が自己負担となります。保険者により自己負担が1割分(2割分・3割分)でないとは通知されている場合はその割合が適用されます。※介護保険負担割合証に基づいた負担割合が適用されます。※介護保険適用の可否については、個別案件ごとにあらかじめ保険者(市区町村)にご確認ください。

介護予防住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、住宅改修費が支給されます。

① 手すりの取付け

廊下・便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等。

※福祉用具貸与に掲げる「手すり」に該当するものは除かれます。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等。

※福祉用具貸与に掲げる「スロープ」、福祉用具購入に掲げる「浴室内すのこ」などを置くことによる床段差解消は除かれます。
※昇降機・リフト・段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。
※2012年4月より、「傾斜の解消」も対象となりました。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

※引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は含まれません。
※2009年4月より、扉位置変更などに比べ費用が低く抑えられる場合に限り、「引き戸等の新設」も対象となりました。
※2012年4月より、「扉の撤去」も対象となりました。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器(暖房便座・洗浄機能付きも含む)に取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合。

※既に洋式便座である場合、暖房便座や洗浄機能等の付加は含まれません。
※特定福祉用具購入に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。
※非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれません。

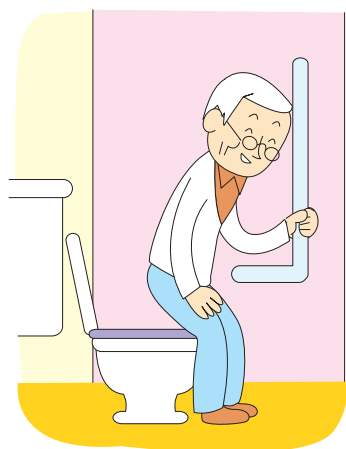
⑥ その他①から⑤の住宅改修に付帯するもの

- ① 手すりの取付けのための壁の地下補強
- ② 浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

※2012年4月より段差の解消に付帯して必要となる住宅改修に「スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置」も対象となりました。

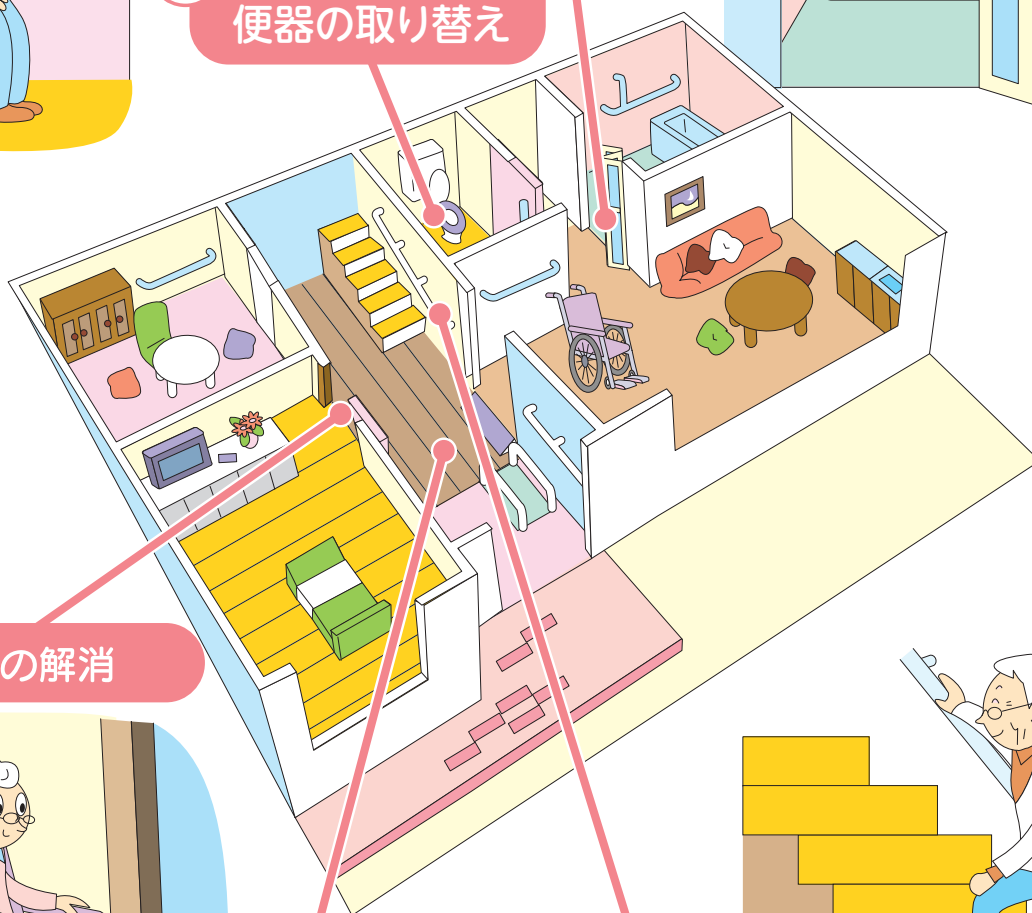
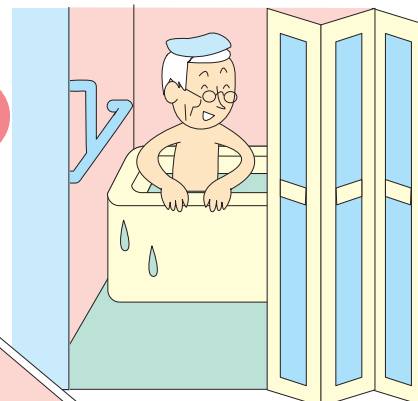
住宅改修

介護保険が適用される住宅改修の種類



4 引き戸等への扉の取り替え

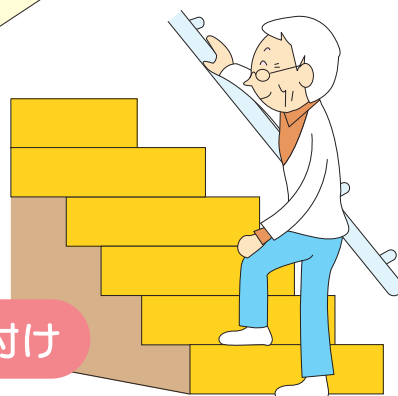
5 洋式便器等への便器の取り替え



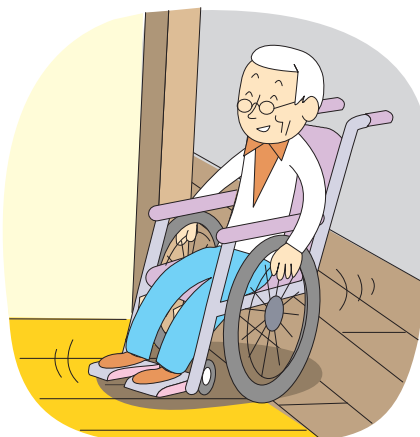
2 段差の解消



1 手すりの取り付け



3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更



6 ①～⑤の改修工事に伴って、必要となる工事

介護保険について

介護保険
レンタル
対象品

特殊寝台・
特殊寝台
付属品

床ずれ
防止用具

体位
変換器

車いす・
車いす
付属品

スロープ

移動用
リフト

手すり

歩行
補助つえ

歩行器

徘徊
感知機器

自動排泄
処理装置

介護保険
購入
対象品

腰掛便座

排泄予測
支援機器

入浴
補助用具

簡易浴槽

リフト
吊り具

住宅改修
について

住宅改修 改修事例

屋外 手すりの取り付け

**改修前**

屋外の階段につかまるところがなく、外出が不安でした。

**改修後**

手すりを伝い、安全に外出できるようになりました。

**改修前**

問題① 屋外の階段につかまるところがなく、上り下りが不安でした。

**改修後**

改善① 階段に手すりを取り付けることで、安全に移動することができるようになりました。

玄関 手すりの取り付け

**改修前**

玄関につかまるところがなく、外出が不安でした。

**改修後**

手すりにつかまることで、安全に移動ができるようになりました。

**改修前**

問題① 玄関につかまるところがなく、あがりかまちの上り下り、靴の脱ぎ履きの際、とても大変でした。

**改修後**

改善① 玄関に手すりを取り付けることで、一連の動作にかかる負担が減り、安全に外出できるようになりました。



階段 手すりの取り付け



改修前

階段につかまるところがなく、昇降時に転落する危険がありました。



改修後

手すりにつかまることで、安心して階段を上り下りできるようになりました。

改修前

問題① 階段の踏面や壁を伝って上り下りしており、とても不安でした。

問題② 階段の内回り側は踏面が狭く、移動の際は踏み外しが怖くて心配でした。

改修後

※保険者によっては工事への認可が下りない場合がございます。

改善① 手すりを取り付けたことで握って、安全に階段を上り下りできるようになりました。

改善② 外周りの壁面に手すりがついたことで、自然と踏面が広くとれている外側に沿って上り下りするようになりました。

浴室 手すりの取り付け



改修前

安心してつかまるところがなく、入浴時はとても不安でした。



改修後

手すりにつかまることで、安心して入浴できるようになりました。

改修前

問題① 浴槽まわりに安心してつかまるところがなく、立ち座りに不安がありました。

問題② 浴槽内で立ち座りをするとき、つかまるところがなくとても不安でした。

改修後

改善① 手すりにつかまることで浴槽の出入りを安心してできるようになりました。

改善② 手すりにつかまることで、浴槽内での安心して立ち座りができるようになりました。

住宅改修 改修事例

トイレ 段差の解消

**改修前**

トイレの敷居に段差があり、つまづく危険性がありました。

**改修後**

敷居の段差がなくなることで、安心して移動できるようになりました。

**改修前**

問題① 敷居の段差が高く、夜間のトイレ移動がいつも大変でした。

問題② ドアノブや建具の枠をつかみながら敷居をまたいでおり、トイレの出入りが不安でした。

**改修後**

改善① 敷居の段差をなくしたことで、夜間のトイレも安心していくことができるようになりました。

改善② 敷居部分のまたぎ動作がなくなり、移動がスムーズにできるようになりました。

トイレ 扉の取り替え

**改修前**

開き戸の開閉時にバランスを崩す危険性があり、トイレはいつも不安でした。

**改修後**

引き戸に変更することで、正面から安全に出入りができるようになりました。

**改修前**

問題① 電気のスイッチと開き戸の取っ手に距離があり、スムーズな移動が困難でした。

問題② 間口が狭く、出入り時の介助がとても難しい状況でした。

**改修後**

改善① 引き戸に交換し、引き戸の取っ手を左側にすることでスムーズに移動できるようになりました。

改善② 袖壁を撤去し間口を広くとったことで、介助スペースが確保でき、車いすでも移動ができるようになりました。



ほかの事例はこちら▶

介護保険
について

介護保険
レンタル
対象品

特殊寝台・
特殊寝台
付属品

床ずれ
防止用具

体位
変換器

車いす・
車いす
付属品

スロープ

移動用
リフト

手すり

歩行
補助つえ

歩行器

徘徊
感知機器

自動排泄
処理装置

介護保険
購入
対象品

腰掛便座

排泄予測
支援機器

入浴
補助用具

簡易浴槽

リフト
吊り具

住宅改修
について

居室 床材の変更

- 改修前** 部屋を移動するときに畳に足をとられることがあり、大変でした。
- 改修後** 畳に足をとられることもなくなり、安心して移動できるようになりました。



改修前



経過



改修後

問題① 畳の目や沈み込みに足をとられたり、敷居につまづくことがあり、移動が不安でした。

改善① 床材をフローリングに変更、敷居をなくし部屋を一つにすることで安全に部屋を移動できるようになりました。

トイレ 洋式便器への交換工事

- 改修前** 和式便器の立ち座りが大変で、頻繁に行くトイレが毎日不安でした。
- 改修後** ひとりでも安心してトイレに行けるようになりました。



改修前



改修後

問題① 和式便器で床が一段高く、滑りやすいタイル床のため、立ち座りがとても不安でした。

問題② 足腰の筋力が低下しており、トイレ内での動作時に転倒等の不安がありました。

改善① 床段差をなくし、洋式便器に交換したことで、ラクに立ち座りができるようになりました。

改善② 手すりを取り付けたことで、トイレ内の動作を安全に行えるようになりました。